

令和3年度～令和5年度 森と住まいの支援補助金制度のご案内

○置戸町森と住まいの支援補助金について

置戸町森と住まいの支援条例に基づき、豊かな森林に囲まれた本町に居住する町民に対し、森林資源循環活用型等の住宅建設を支援することにより、定住を促進し、森林環境を大切にしたい町づくりを進めることを目的としています。

○補助金を受けられる方

- ・現に町内に居住している方、今後町内に住所を移そうとする方で自ら居住するため、若しくは1親等の親族を入居させるための住宅を建設し、10年以上居住する方。
- ・町税その他、町に対する債務の履行を遅滞していない方。
- ・過去10年間に町の住宅建設補助金を受けていない方。
- ・建設の際に、国・北海道その他の団体から補助金を受けていない方。

○補助金の内容

補助基本額	1棟の床面積が70㎡以上の住宅金融支援機構融資住宅等基準等に適合した防寒住宅であること。	500,000 円
同居する18歳未満の子どもがある場合	子ども1人につき ※完成時に18歳未満であること。	250,000 円
置戸町内のプレカットセンターで加工した材料を使用する場合	置戸町内のプレカットセンターで材を加工した場合。	500,000 円
町内の森林認証材により建設する住宅	森林資源活用型住宅建設に際し、構造材造作材に占める町内の森林認証材より生産された材の使用容積割合が30%以上の住宅であること。	500,000 円

○対象住宅って？

住宅とは、町内において自ら居住するため、もしくは1親等の親族を入居させるため所有する住宅で、1棟の床面積が70㎡以上のものをいいます。ただし、併用住宅にあつては、住宅部分をいいます。

○申し込み方法

置戸町森と住まいの支援補助金をご希望される方は、次の申し込みに必要な書類を準備し、申し込み窓口にお申し込み下さい。

申し込み窓口	置戸町役場 施設整備課 建築係
申し込み受付期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日
申し込みに必要な書類	<p>【共通書類】</p> <p>① 置戸町森と住まいの支援補助金交付申請書</p> <p>② 住宅の建築の位置が確認できる図面</p> <p>③ 住宅の敷地の地番及び住宅の配置が確認できる図面</p> <p>④ 住宅平面図及び立面図・矩計図</p> <p>⑤ 定住確約書</p> <p>⑥ 誓約書</p> <p>⑦ その他町長が必要とする書類及び図面</p> <p>【町内の森林認証制度により建設する場合】</p> <p>⑧ 森林認証材使用確約書</p> <p>【置戸町内のプレカットセンターを使用する場合】</p> <p>⑨ プレカット加工確約書</p>
着工後に必要な書類	<p>【共通書類】</p> <p>① 置戸町森と住まいの支援住宅建設工事着手届</p>
完了時に必要な書類	<p>【共通書類】</p> <p>① 置戸町森と住まいの支援住宅建設工事完了届</p> <p>② 登記事項証明書等(建物全部事項証明書、もしくは登記完了証と登記識別情報通知の写し)・</p> <p>③ 住民票謄本(新住所変更後)</p> <p>【町内の森林認証材により建設した場合】</p> <p>④ 森林認証材使用証明書(全体木材使用量と認証材使用量を別途添付)</p> <p>【置戸町内のプレカットセンターを使用した場合】</p> <p>⑤ プレカット加工証明書</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/> 工事完了時の交付を希望する場合</p> <p>※上記②・③に代えて</p> <p>⑥ 施工業者からの工事完了証明</p> <p>⑦ 工事完成後の写真</p> <p>⑧ 登記確約書</p>
登記後に必要な書類	<p><input type="checkbox"/> 工事完了時の交付を受けた場合</p> <p>① 置戸町森と住まいの支援住宅住宅登記完了届</p> <p>② 登記事項証明書等(建物全部事項証明書又は登記完了証と登記識別情報通知の写し)</p> <p>③ 住民票謄本(新住所変更後)</p>